

質問回答

NO.	質問	回答
1	仕様書の3. 4 環境影響評価制度等に関する国内外の情報収集・整理・分析等のうち、①長期的な手続未着手案件への対応③環境影響評価手続に係る訴訟の扱いに記載のある「諸外国」については、②同様、「アメリカ、カナダ、イギリス、韓国の4か国及びEUを想定」という理解でよろしいでしょうか。	その理解でお間違いありません。
2	仕様書の3. 4 環境影響評価制度等に関する国内外の情報収集・整理・分析等②環境影響評価書に基づく事業の許認可等の扱いについて、文中に記載のある「(中略)環境影響評価法令以外において、『同様』の仕組み・・・」の「同様」とは、どのようなイメージでおりますでしょうか。(例えば、国内における廃掃法のような制度のイメージでしょうか。)	個別の事業法において環境影響評価を求め、その結果を許認可等に反映する等の仕組みを有する制度について、諸外国の事例を整理いただくことを想定しております。